2 出席停止の取扱い等

(1) 出席停止の取扱い・登校の判断

国マニュアル 第4章2.

児童・生徒の感染が判明した場合,児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合など,下記のような状況が発生したときは,校長は,当該児童・生徒に対し,学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条に基づく出席停止や「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで,校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うなど,適切な措置を講じる。

児童・生徒の状況、取扱い	方法	出席停止の期間	使用書類
児童・生徒の感染が判明した場合 【学校保健安全法】 児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特 定された場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提 出 保護者記入書類の提 出	保健所(保健所 による指示が無 い場合は医師) から自宅待機を 指示された期間 最後に濃厚接触 をした日の翌日 から起算して原 則5日間	
7日間が経過するまでは健康状態の確認や 感染リスクの高い行動の自粛を促す。			別添様式2 「新型コロナウイ
日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒で重症化するリスクが高い場合【校長が出席しなくてもよいと認めた日】基礎疾患等のある児童・生徒で重症化するリスクが高い場合【校長が出席しなくてもよいと認めた日】発熱・倦怠感・呼吸困難等がある場合【学校保健安全法】 家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられる場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出(病院名等を記入) 保護者記入書類の提出(病院名等を記入) 保護者記入書類の提出(症状の程度や周囲の流行状況に応じて、かかりつけ医と相談)	主治医等が登校すべきでないと判断した期間主治医等が登校すべきでないと判断した期間解熱し、風邪の症状がみられなくなるまで	- ルス感染症に係る 欠席届」 - - -
感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者に連絡し、事 情等を聞き取り	保護者と相談し 個別に判断	様式なし ※聞き取った内容 メモ等を保管
児童・生徒が海外から帰国した場合 (国や地域を問わず) 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出(入国日が確認で さる書類を添付)	最新の「水際対 策強化に係る新 たな措置(厚生 労働省)」により 定める期間	別添様式2 「新型コロナウイ ルス感染症に係る 欠席届」

^{※「}出席停止の期間」について、保健所や検疫所等から自宅待機に係る指示がある場合は、原則としてその期間とする。

臨時休業(感染者が判明した場合等の対応) 第3章

感染者が判明した場合 1

国マニュアル 第4章3.

- ア 校長は、児童・生徒や教職員の感染が判明した場合、保健所からの指示に基 づき、出席停止や出勤させない扱いとする。
- イ 校長は、速やかに、学務課及び指導室に報告する。
- ウ 校長及び教育委員会(学務課・指導室)は、国マニュアルや「学校で児童生 徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラ イン(令和4年8月改定版)」等に沿って対応する。

なお、上記国のガイドラインでは、緊急事態宣言対象地域等に指定された状 況下において、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確 認された場合に、学校における濃厚接触者の候補者の特定や臨時休業の判断に 当たっての考え方が示されており、この考え方に沿って対応する。

【国のガイドライン(抜粋)】

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

参考

<現状>

く緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域>

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報 告・相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し(調査)、濃厚接触者の特定 等を実施。

学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

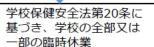
設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全 部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高 い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、 出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出 勤させない取扱い

学校内で感染が広がって いる可能性が高い場合等



【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン 等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、 濃厚接触者等の候補者のリストを作成。

設置者は上記リストを保健所へ提供。

上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託に よる検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎 内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校 医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、 期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高 い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、 出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出 勤させない取扱い

学校内で感染が広がって いる可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に 基づき、学校の全部又は 部の臨時休業

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間(発症2日前 (無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は療 養解除の基準を満たすまでの期間をいう。以下同じ。)のうち当該感染者が 入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は② いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

なお、学校等が行うのは保健所から求められた場合の濃厚接触者等の候補者リストの作成であり、①又は②のいずれかに該当することのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではありません。特に②については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要です。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居(寮等において感染者と同室の場合を含む)又は長時間の 接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接触れた可能性の高い者(1 メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある)
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染 予防策なし(※)で、感染者と15分以上の接触があった者(例えば、 感染者と会話していた者)
 - ※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる 鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかにつ いても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等(感染者と同一の学級の児童生徒等)
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等(感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等)
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等 (感染者と同一の寮で生活する児童生徒等)
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症 状を有する者が複数いる場合
 - ③その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
 - ※ なお、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、感染 が確認された児童生徒等1名に加えて、複数の濃厚接触者が存在する場合 についても、学級閉鎖を実施することも考えられる。
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものでは なく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例え ば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合 であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やその ほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度(土日祝日を含む。)を目安 に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏 まえて判断する。

ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、 柔軟な対応を行うことが可能である。

【学年閉鎖】

○ <u>複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が</u> 高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

② <u>複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が</u> 高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う 必要はありませんが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校につ いては、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられます。 また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、 学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含 む。)を目安として再開することが考えられます。

【令和4年7月22日付東京都福祉保健局感染症対策部長事務連絡(抜粋)】

- (4)保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び学童クラブ(以下「保育所等」という。)
- ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

ただし、事業所等の場合と比べると、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底が困難である場合も考えられるため、個別の事情に応じて柔軟に対応することは差し支えない。

積極的疫学調査を実施する場合は、発生状況や地域の実態等を踏まえ、保育所等において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

イ 陽性者発生時の対応について

保育所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、保育所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

上記ア及びイにおいて積極的疫学調査を行った結果、濃厚接触者を特定した場合の 行動制限については、(1) イと同様とする。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤、登園、登校を含む外 出を制限する必要はない。陽性者と施設内において接触があったと考えられる場合に ついては、以下の①から③までの対応を実施する。

- ① 保育所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間 (目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定 多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控え るよう、施設内に周知すること。
- ② 保育所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。 この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とす
- ③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。
- エ 「保育所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「保育所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オその他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

※中学校も上記(4)に含む。

校長は、原則、学校内における濃厚接触者の候補者の特定を行わず、上記事務連絡に沿って、陽性者と接触があったと考えられる者に対する感染リスクの高い行動の自粛や、感染対策を行わずに飲食を共にした者に対する外出自粛などを要請する。ただし、陽性者が5名以上発生しているなど、必要に応じ保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する場合には、その判断に従う。

教育委員会は、学級閉鎖等の実施に当たっては、上記国のガイドラインに基づき、学校長との相談の下、感染が広がっている可能性が高い場合に決定する。

2 保護者等への周知・市民への公表

(1) 周知・公表の考え方

学校・教育委員会は、児童・生徒等の感染が判明した場合や臨時休業(学級閉鎖等)を実施する場合は、保護者への周知及び市民への公表を次のとおり行う。

(2) 保護者等への周知

学校は、同時に複数の児童・生徒等の感染が判明し学校内における感染が拡大するおそれがある場合や、感染が広がっている可能性が高く臨時休業を実施する場合には、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して、学校安全安心メールの活用により、感染者発生状況及び学校の対応を周知する。

(3) 市民への公表

教育委員会は、児童・生徒における日々の新規感染者数のほか、臨時休業を実施する場合には、市ホームページで公表する。

公表に当たっては、感染者に対する偏見や差別が発生しないようプライバシー の確保を最優先し、原則として学校名・学年・性別・氏名は非公開とする。

3 校内の消毒

学校・教育委員会は、保健所、学校医等の指示に従い、校内に保管してある消毒 用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童・生徒や教職員の行動範 囲等を考慮して、校内の消毒を行うほか、必要な措置を講じる。

また、物の表面についたウイルスの生存期間を考慮し、24~72 時間程度、立ち入り禁止とするなどの処置も検討する。

【消毒液】

保健用・給食用の次亜塩素酸ナトリウム等を使用する。

4 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

教育委員会は、必要に応じて、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等を踏まえ、保健所と十分相談の上、一部又は全ての学校における休業措置についても検討する。